

焼津市教育大綱

(教育、学術及び文化の振興に
関する総合的な施策の大綱)

平成28年2月

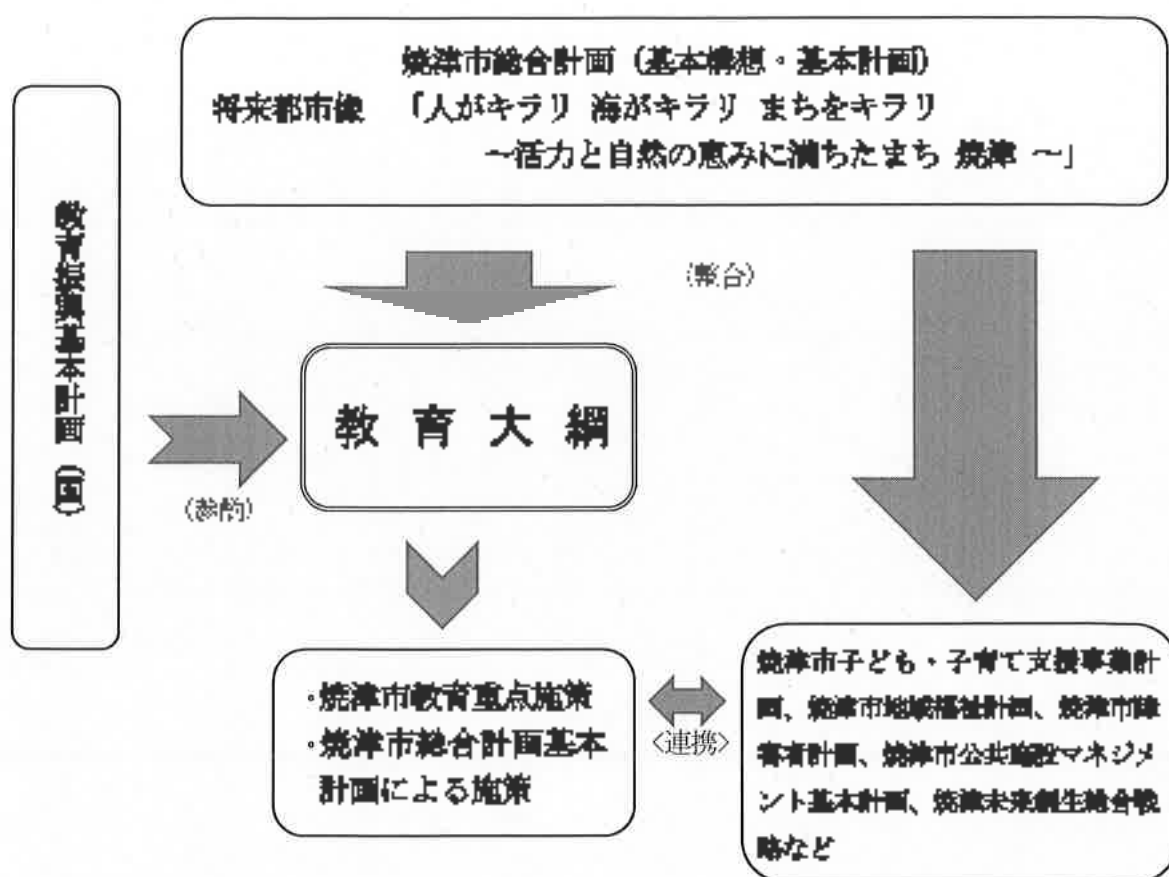
1 教育大綱策定の趣旨

平成 26 年 6 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、地方公共団体の長は地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

焼津市教育大綱（以下「教育大綱」といいます。）は、この法律の規定に基づき、焼津市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針を定めるものです。

2 教育大綱の位置付け

教育大綱は、本市のまちづくりの指針である「第 5 次焼津市総合計画」で掲げる将来都市像「人がキラリ 海がキラリ まちをキラリ ～活力と自然の恵みに満ちたまち 焼津～」の下、本市が実施する教育に関する施策の理念及び目標となるものです。



3 教育大綱の期間

この教育大綱の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

ただし、期間中であっても参酌すべき国の教育振興基本計画や整合を図るべき焼津市総合計画に大幅な変更があったときは、この教育大綱を見直すものとします。

4 教育に関する本市の目指す市民像と基本方針

目指す市民像

～人がキラリ～ 豊かな心をもつ市民

市民の誰もが心と体の健康を葆ち、生きがいと幸せを感じ、お互いを思いやり、ふれあい、助け合いながらいきいきと暮らしている姿は輝いています。

市民が、キラリと輝くことによって新たな活力が生まれ、私たちのまち「焼津」を輝かせるとともにその輝きを次世代に受け継いでいきます。

基本方針1 豊かな心をもち、自ら生き生きと活動する子どもの育成

(1) 豊かな感性の育成

豊かな感性を育むため、感動あふれる体験的活動、よりよい生き方を求める道徳教育、自他を尊重し「いのち」を大切にする「人司尊重の教育」の充実を図ります。

(2) 確かな学力の育成

基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成に取り組めます。

教職員のバランスのとれた配置や資質の向上を図るとともに、授業改善に取り組み、一人一人の子どもが個性を生かし、学ぶ楽しさや喜びを実感できる授業を目指します。

(3) 健やかな体の育成

体を動かす楽しさを感じさせ、様々な運動に触れる機会を充実させることにより、自ら進んで運動する子どもを育て、基礎体力の向上を図ります。

また、心と体の健康に対する意識を高め、健康の自己管理を促します。

(4) 学びやすい環境づくり

安全に、安心して学ぶことができる環境を創出するとともに、「みんなで「共育」」を合言葉に家庭と地域と学校が共に手を取り合い、地域ぐるみで子どもたちの学びと育ちを支援します。

(5) 乳幼児期の教育及び保育の充実

乳幼児期の子どもの成長を豊かにするための環境整備に取り組むとともに、生きる力の基礎を育むための教育及び保育の質の向上に取り組めます。

(6) 配慮が必要な子どもへの教育支援

本人の特性及び状況並びに養育環境から特に配慮を必要とする子どもも適切な教育が受けられるよう、関係機関との連携を図るとともに、就学支援を含め教育支援体制を整備します。

基本方針2 生きる力の向上

(1) 家庭の教育力の向上

家庭教育について、保護者の学びや気づきにつながる学習機会の充実を図るとともに、地域の関係者を始めとしたより多くの市民が家庭教育支援にかかわれるような環境づくりに取り組みます。

(2) 学習機会の提供、学びの循環の構築

誰もが学べる学習機会を提供し、生涯学習を推進するとともに、身に付けた知識を地域のまちづくりや学校教育などにつなげるような学びの循環をつくり、学びの成果を地域課題の解決など地域社会に波及できるようにします。

(3) 青少年の地域参加

地域社会における世代間交流活動を積極的に促進することにより、青少年が主体的に地域活動に参加できる機会を提供します。

基本方針3 豊かな感性と郷土愛の醸成

(1) 芸術文化の振興

芸術文化の活動拠点となる公共施設では、施設の特徴や地域性を生かした企画運営を行うなど良質な催事や文化活動の場を提供します。

(2) 伝統文化の継承

文化財を指定し認知を図るとともに、古きよき焼津を次世代に伝えていきます。文化遺産所有者や伝統文化継承団体が、保護・継承に取り組めるように支援を行います。

(3) 郷土愛を育む地域教育の充実

子どもたちが郷土への愛着と誇りを持てるように、歴史や文化、自然、科学などの地域資源を生かした体験型学習の提供に取り組みます。

基本方針4 運動の習慣化と体力の維持向上

(1) スポーツ活動への参加促進

生涯スポーツ推進のため、市民が身近な場所でスポーツに取り組める環境づく

りを行います。あわせて、子どもたちがスポーツにふれる機会の充実を図ります。

(2) スポーツ活動への支援

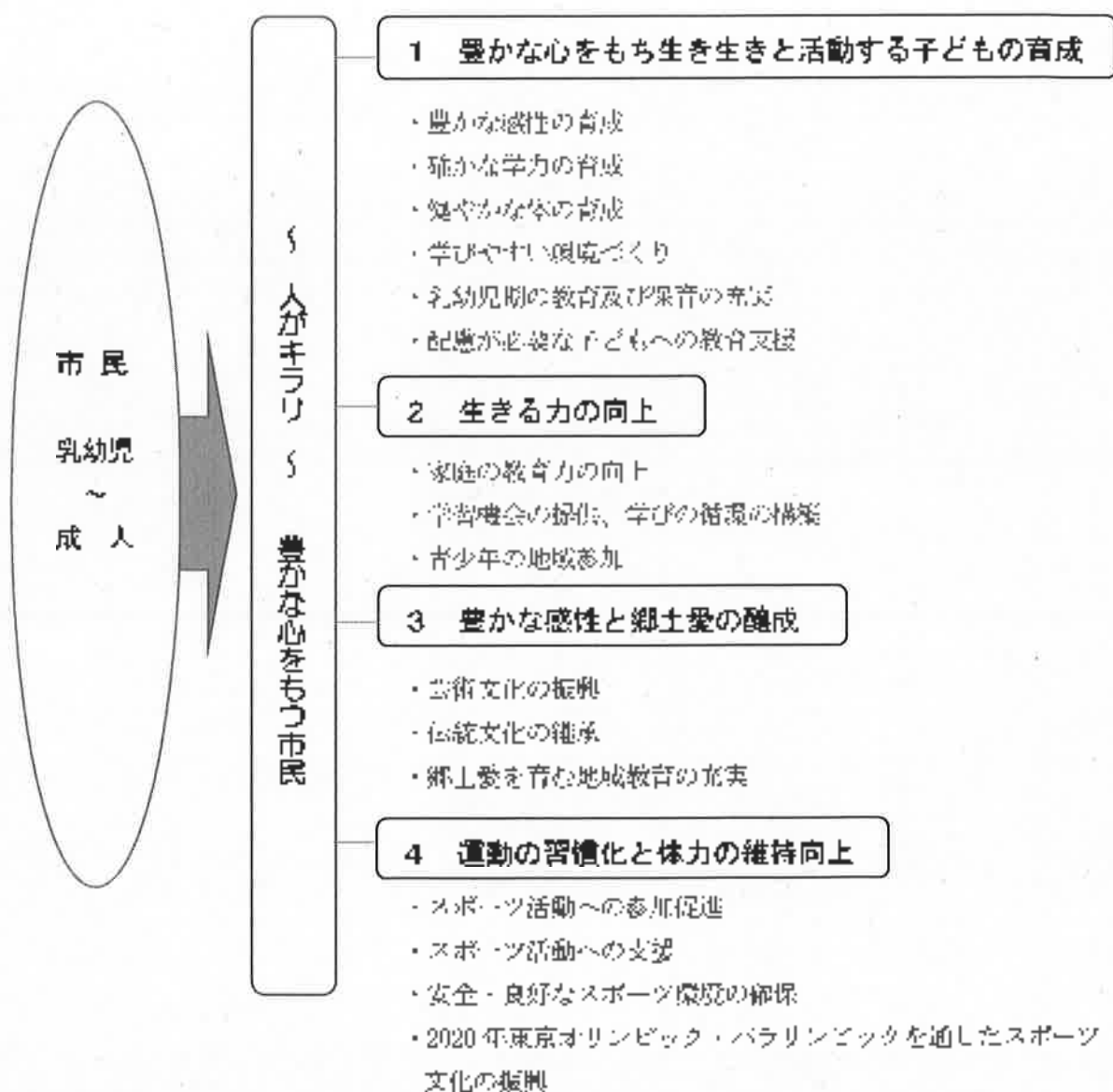
スポーツ少年団やラジオ体操を始めとしたスポーツ団体の活動を支援するとともに、地域のスポーツ活動の基盤となる地域体育組織を支援します。

(3) 安全・良好なスポーツ環境の確保

スポーツ活動の拠点となる公共施設の計画的な修繕・改修を行うとともに利便性の向上と効率的な運営を図っていきます。

(4) 2020年東京オリンピック・パラリンピックを通じたスポーツ文化の振興

2020年東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプの実施などを通じ、スポーツ文化の振興を図るとともに子どもたちの夢を育むきっかけとします。



5 教育大綱の推進

(1) 教育大綱を実現するための施策

教育大綱の実現を図るため、「焼津市子ども・子育て支援計画」を始めとした焼津市総合計画の分野別計画や「焼津未来創生総合戦略」などの特定課題に対する施策と相互連携しながら、施策を展開していきます。

(2) 重点的施策等

重点的に取り組む施策については、毎年度教育委員会が「焼津市教育重点施策」として定めます。

また、特に重点的に講ずべき施策については、焼津市総合教育会議を通して、その方向性を市長と教育委員会が協議します。

(3) 教育大綱の推進体制

基本方針に掲げた施策の目標は、焼津市行政評価システムにより、定期的な達成状況の把握、必要な改善を行い、教育大綱の確実な推進を図っていきます。